

平成 30 年度改訂

久留米市保育要領

久 留 米 市

は　じ　め　に

子どもは、地域にとってかけがえのない存在であり、次代を担う子どもたちを育むことは都市の未来を育むことです。子どもたちが健やかに成長すること、豊かな心、生きる力を持った、生き生きとした子どもたちを育てていくことはまちづくりにとって重要です。

しかしながら、近年、子どもを取り巻く環境は、少子化や、家族の小規模化、地域のつながりの希薄化、家庭や地域の子育て・教育力の低下が懸念される状況にあります。

前回（平成 21 年度）の保育要領改訂以降、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目標に掲げた子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から施行されましたが、その間も、少子化のさらなる進行や、共働き家庭の増加等に伴う保育所利用児童数の増加、児童虐待の増加など、様々な課題が社会問題化しております。

このような社会環境の大きな変革に対応し、子どもたちを健やかに育成するためには、子育て・子育ちのベースを家庭に置きながらも、地域、学校、保育所、幼稚園、認定こども園、行政や関係団体等が連携して、子育て・子育ちを支える総合的な取組が必要です。特に、保育所等は、保育を必要とする乳幼児の保育を行う施設にとどまらず、多様化する保育ニーズに応じた保育や、特別なニーズを有する家庭への支援、児童虐待の発生予防と対応、保護者と連携して子どもの育ちを支える役割など、その重要性は増しており、地域における子育て支援の中心的な役割を期待されています。

さて、このたび、久留米市の保育実践の指標となる「平成 30 年度改訂 久留米市保育要領」を策定しました。本書が教育・保育の施設等において十分に活用され、教育・保育の内容や方法の一層の質的向上に資することを願いますとともに、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり、「住みやすさ日本一」のまちづくりが実現できるよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本書の改訂にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様に、深く感謝の意を表します。

平成 31 年 3 月 31 日
久留米市長 大久保 勉

久留米市保育要領 7訂作成にあたって

久留米市保育要領は、昭和55年に本市内の保育所保育のガイドラインとして制定され、39年が経過しました。その間、核家族化の進行や女性就労の増大などによって生じてきた家庭養育機能を補い、更に保育内容の向上を図るため、昭和60年に改訂を行いました。その後も共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化により家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化し、平成2年に保育指針が全面改訂され養護と教育を尚一層明確にするとともに、将来の方向性を示した保育指針が施行されました。久留米市でもこのことを受け、平成2年に保育要領改訂委員会が設置され、大阪社会事業短期大学名誉教授 待井和江先生のご指導、ご助言を受け、大幅な改訂を行いました。平成9年にはその間の子育て環境の変化と実践経験を踏まえ部分改訂を、平成12年には、保育指針の保育内容と実践方法についての部分改訂が行われたことに伴い、福岡教育大学教授 田中敏明先生にご指導、ご助言を受けながら5度目の保育要領の改訂を行いました。更に、平成20年には保育指針が厚生労働大臣の告示として、新たに生まれ変わり保育所の保育の内容の基準ができました。5訂に引き続き、福岡教育大学教授 田中敏明先生にご指導を仰ぎながら、6度目の保育要領の改訂を行いました。

そして平成30年4月、改定「保育所保育指針」及び改訂「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との整合性がとられるなど施設種別を越えて保育の質が図られ、新指針が施行されました。改定の大きなポイントは「乳児、1・2歳児のねらいと内容の記載が充実された」点と、保育所が「幼児教育施設」と位置付けられたこと、又、職員の資質・専門性の向上が示されたことです。幼児期に育みたい資質・能力が明確化された訳です。改訂にあたっては、長崎大学准教授 脇信明先生、九州産業大学講師 渡邊由恵先生にご指導・ご助言を受けながら、平成30年度改訂版「久留米市保育要領」を発行することになりました。

最後になりましたが、子どもたちの育ちやその過程での学びの「言語化」「見える化」は、社会的にも求められていますし、幼児教育の重要性に対する認識が高まる中で、今後は子どもにどのような力が育っていくのかを、保護者や地域の方々、小学校教員等に伝える専門性が私たちに益々求められるでしょう。

保育・教育に携わる私たちは、子どもが主体的な遊びや活動を通して「自ら学ぶ姿」を支えるという視点で子どもたちを見つめ、乳幼児保育の更なる充実につながるよう、久留米市保育要領を日々の保育現場で活用賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月31日

久留米市保育要領作成委員会

足立 善一郎

【 目次 】

第1章 総則

I 乳幼児保育の意義	1
II 保育所保育	1
1. 保育所保育に関する基本原則	1
2. 養護に関する基本的事項	3
3. 保育の計画及び評価	4
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項	7

第2章 保育の内容

I 乳児保育に関わるねらい及び内容	9
II 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容	12
III 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容	16
IV 乳児保育	22
V 特別支援保育【幼児研究所について P33】	28
VI 小学校との連携	34
VII 同和保育	37
1. 人権教育・啓発の推進	37
2. 保育所（園）の取組	39

第3章 健康及び安全

I 子どもの健康支援	42
1. 心身の状態の把握の意義	42
2. 健康状態の把握	42
3. 発育及び発達状態の把握	42
4. 疾病等への対応	43
II 児童虐待への対応	53
1. 虐待の把握	53
2. 虐待が疑われる場合や気になるケースを発見した時の対応	53
III アレルギー疾患への対応	57
1. アレルギー疾患	57
2. アレルギー対応における体制の構築の原則	57
3. 保護者や医療機関との連携	58
4. 安全な給食提供環境の整備	58
IV 体調不良の子どもへの対応	59
1. 医務室等の整備	59
2. 与薬に関する留意点【薬の依頼書 P59】	59
3. 救急蘇生法等について【救命処置について P77～】	59
4. 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応	59
V 給食及び食育の推進	60
1. 保育所（園）の給食目標	60
2. 保育所（園）の特性を生かした食育	64
3. クッキング保育	68
VI 環境及び衛生管理	69
1. 環境・衛生管理	69
2. 職員の衛生知識の向上と対応手順の周知徹底	71
VII 安全管理	73
1. 事故防止及び安全対策	73
2. 安全チェックのポイント	74

3. 救急の対応	76
4. 事故防止のための取組【ヒヤリハット報告書(例)P82】	82
5. 不審者侵入に対する安全確保	83
6. 災害への備え	84
第4章 子育て支援	
I 保育所における子育て支援に関する基本的事項	90
II 保育所を利用している保護者に対する子育て支援	90
III 地域の保護者等に対する子育て支援	91
IV 延長保育	91
V 一時預かり保育	92
VI 休日保育【休日保育事業利用登録申請書 P94】	93
VII 園庭開放	95
VIII 久留米市の子育て支援	95
1. こども子育てサポートセンター	95
2. 地域子育て支援拠点	95
3. エンゼル支援訪問事業	96
4. 訪問支援事業	97
5. ファミリー・サポート・センター事業	97
6. 地域の子育てサロン(すくすく子育て委員会)	97
7. 病児保育事業	97
8. 子育て短期支援事業	98
第5章 職員の資質向上	
I 職員の資質向上に関する基本的事項	99
1. 保育所職員に求められる専門性	99
2. 保育の質の向上に向けた組織的な取組	99
3. 施設長の責務	99
4. 職員の研修等	100
5. 研修の実施体制等	101
II 保育所連盟研修	103
第6章 資料編	
I あそび	
1. 乳児のあそび	108
2. 幼児のあそび	110
3. 草花あそび	112
4. 絵本について	114
II 発達記録(例)	116
III 保育計画、連絡帳(例)	131
児童台帳、健康診断表、歯科検診票	142
生育歴・生活状況について(例)	146
IV 児童保育要録	
1. 保育所児童保育要録	148
2. 幼保連携型認定こども園指導要録	151
3. 幼稚園指導要録	153